

認証の詳細

<自転車>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

2. この品目はロット認証対象ではありません（本文記載なし）

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 車輪の組立設備	1. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。
2. 組み付け設備	2. 適切に組み付けができる設備を備えていること。
3. アシスト機構の製造設備 (ただし、電動アシスト自転車を製造するものに限る)	3. 適切に電動アシスト機構が製造できる設備を備えていること。
ただし、アシスト機構の製造を適切に実施できると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該製造設備を備えることを要しない。	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 外観・構造・寸法試験設備	<p>1. (1) 検査マニュアルの「認定基準 1. (2)」に定める突起物試験円筒を備えていること。</p> <p>1. (2) 日本工業規格 B7516-2005 に適合する金属製直尺 (1000mm まで測定できるもの及び 2000mm まで測定できるもの) を備えていること。</p> <p>1. (3) 日本工業規格 B7507-1993 に適合するノギス (100mm まで測定できるもの) を備えていること。</p> <p>1. (4) 日本工業規格 B7503-1997 に適合するダイヤルゲージを備えていること。</p> <p>1. (5) 日本工業規格 B7522-2005 に適合する繊維製巻尺等を備えていること。</p> <p>1. (6) 最小目盛値 1° 以下で 180° まで測定できる角度測定装置を備えていること。</p> <p>1. (7) 最小目盛値 1N 以下で 100N まで測定できるプッシュプルゲージを備えていること。</p> <p>1. (8) 最小目盛値 0. 1kg 以下で 100kg まで測定できる質量測定装置を備えていること。</p> <p>1. (9) 日本工業規格 B4652-2008 に適合するトルクレンチを備えていること。</p> <p>1. (10) 加圧装置及びタイヤ空気圧測定装置を備えていること。</p> <p>1. (11) 基準 2-8 の表 1 に定める付加質量相当のおもり及び 5° に傾斜させることができる傾斜台を備えていること。(幼児座席付き自転車及び幼児 2 人同乗用自転車を製造する場合に限る) また、幼児 2 人同乗用自転車の規定 25 (6) b) 又は規定 25 (7) に該当するものにあつては、表 11 又は表</p>

<p>2. 制動装置強度試験設備</p> <p>3. 操縦部強度試験設備</p> <p>4. 前ホーク強度試験設備</p> <p>5. フレーム強度試験設備</p>	<p>12に定める付加質量相当のおもり及び10°に傾斜させることができる傾斜台を備えていること。</p> <p>1. (12) 基準 2-8(3)に定める直径 125mm 円筒を備えていること。</p> <p>1. (13) 幼児 2 人同乗用自転車の規定 2-6 の表 1 に定める付加質量相当のおもり及び 5° に傾斜させることができる傾斜台を備えていること。(幼児 2 人同乗用自転車を製造する場合に限る)</p> <p>2. (1) ブレーキ揺動試験設備、手動ブレーキ強度試験設備を備えていること。(手動式ブレーキを有する自転車を製造している場合に限る)</p> <p>2. (2) コースタハブ強度試験設備を備えていること。(コースターハブ付き自転車を製造する場合に限る)</p> <p>3. (1) 片側荷重強度試験設備、ステム前方荷重強度試験設備、バー・ステム固定強度試験設備、ハンドルステム・ホークステム固定強度試験設備、レーキレバー固定強度試験設備、ハンドル疲労試験設備及び引き上げ棒強度試験設備を備えていること。</p> <p>3. (2) 握り離脱強さ試験設備及びエンドプラグ離脱強さ試験設備を備えていること。</p> <p>4 前ホーク強度試験設備を備えていること。</p> <p>5. (1) 耐振性試験設備、繰り返し荷重試験設備、耐落下衝撃性試験設備(又はエネルギー吸収試験設備)及び耐前倒し衝撃性試験設備を備えていること。</p> <p>5. (2) 幼児 2 人同乗用自転車の規定 2-8 の表 3 に定める付加質量相当のおもり。</p>
--	---

	5. (3) 幼児 2 人同乗用自転車の規定 6c) の表 4 に定めるダブルドラム式耐久試験設備若しくは規定 6d) の表 5 に定める前後車軸同時加振試験設備。(三輪又は四輪の自転車で規定 6b) による試験の実施が困難な場合に限る)
6. 車輪強度試験設備	6 車輪横荷重測定試験設備及び車輪縦荷重測定試験設備を備えていること。
7. 車輪回転精度試験設備	7 車輪回転精度測定試験設備を備えていること。
8. スポーク張力試験設備	8 スポーク張力計を備えていること。
9. タイヤ等はめ合い性試験設備	9. (1) リム外れ強さ試験設備を備えていること。 9. (2) 耐熱性試験設備を備えていること。(合成樹脂製一体車輪を用いた自転車を製造している場合に限る)
10. 車輪保持試験設備	10 車輪保持強度試験設備を備えていること。
11. クイックリリース装置試験設備	11 操作力付加装置を備えていること。
12. 駆動部強度試験設備	12 駆動部静的強度試験設備を備えていること。
13. ペダル強度試験設備	13. (1) ペダル強度試験設備、ペダル先端部静的荷重試験設備、ペダル動的耐久試験設備を備えていること。 13. (2) 合成樹脂ペダル耐寒試験設備を備えていること。(合成樹脂ペダルを備えた一般車等を製造している場合に限る) 13. (3) ペダル体の引き抜き強度試験設備を備えていること。(着脱式ペダルを備えた幼児車を製造する場合に限る) 13. (4) ペダル軸中央への耐久負荷試験設備。(電動アシスト自転車において、駆動補助装置の駆動部の

	ハウジングなどがフレームの一部を兼ねる場合に限る)
14. ギヤクランク強度試験設備	14 ペダル取付部静荷重強度試験設備、ギヤ板固定強度試験設備、クランク水平落下衝撃強度試験設備、クランク軸鉛直落下衝撃強度試験設備及びクランク軸繰返し疲労強度試験設備を備えていること。
15. 歯付ベルト性能試験設備	15 引張強度試験設備、耐温度性試験設備、耐油性試験設備、耐水性試験設備及び連続駆動耐久性試験設備を備えていること。(歯付ベルトを備えた一般車等を製造している場合に限る)
16. サドル性能試験設備	<p>16. (1) 固定性能試験設備、疲労試験設備、ばね強さ試験設備、はめ込み強度試験設備を備えていること。</p> <p>16. (2) 耐寒性試験設備を備えていること。(合成樹脂サドルを備えた自転車を製造している場合に限る)</p> <p>16. (3) 破裂試験設備を備えていること。(サドルトップにビニールレザー又は合成樹脂製カバーを用いたサドルを備えた自転車を製造している場合に限る)</p> <p>16. (4) 引っ張り強さ・伸び測定設備を備えていること。(サドルトップに皮材料を用いたサドルを備えた自転車を製造している場合に限る)</p> <p>16. (5) 日本工業規格 B4652-2008 に適合するトルクレンチを備えていること。</p>
17. シートポスト強度試験設備	17 シートポスト疲労試験設備を備えていること。
18. 制動性能・制動力試験設備	<p>18. (1) 試験走路及び制動性能試験設備を備えていること。(一般車等を製造している場合に限る)</p> <p>18. (2) 幼児車手動ブレーキ制動力試験設備を備えていること。(手動ブレーキを備えた幼児車を製造している場合に限る)</p>

<p>19. 路上試験設備</p> <p>20. 補助車輪試験設備</p> <p>21. 灯火装置試験設備</p> <p>22. リフレックスリフレクタ試験設備</p> <p>23. 足巻き込み防止対策試験設備</p> <p>24. 構成部品試験設備</p> <p>ただし、操縦部強度試験設備、前ホーク強度試験設備、フレーム強度試験設備、車輪強度試験設備、タイヤ等はめ合い性試験設備、車輪保持試験設備、駆動部強度試験設備</p>	<p>18. (3) コースタハブ制動力試験設備を備えていること。(コースタハブを備えた自転車を製造している場合に限る)</p> <p>19 試験走路を備えていること。</p> <p>20 左右補助車輪高低差測定設備、垂直力試験設備及び後方力試験設備を備えていること。(補助車輪を備えた幼児車又は補助車輪を備えた幼児2人同乗用自転車を製造している場合に限る)</p> <p>21. (1) 光度測定設備、光線色測定設備を備えていること。</p> <p>21. (2) 最小目盛値 1N 以下で 20N まで測定できるプッシュプルゲージを備えていること。</p> <p>22. (1) 色・色度測定設備、耐候性試験設備、耐温度性試験設備、耐振性試験設備、耐水性試験設備、耐衝撃性試験設備、反射性測定設備、耐油性試験設備、耐潤滑油性試験設備及び耐じん性試験設備を備えていること。</p> <p>22. (2) 最小目盛値 1N 以下で 90N まで測定できるプッシュプルゲージを備えていること。</p> <p>23. (1) 足巻き込み範囲確認設備を備えていること。</p> <p>24. (1) 部品別試験項目が適切に実施できる試験設備を備えていること。(製造している自転車に用いる部品にかかる試験項目に限る)</p> <p>24. (2) アスベスト分析設備を備えていること。</p> <p>24. (3) 幼児座席試験設備を備えていること。(幼児座席付自転車を製造している場合に限る)</p>
--	---

<p>備、ペダル強度試験設備、ギヤクランク試験設備、歯付ベルト性能試験設備、サドル性能試験設備、シートポスト強度試験設備、制動性能・制動力試験設備、路上試験設備、補助車輪試験設備、灯火装置試験設備(22(1)に限る)、リフレックスリフレクタ試験設備(22(1)に限る)及び構成部品の試験を適切に実施できると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	
--	--

表3：型式区分

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
車種	(1) スポーツ車（マウンテンバイク類形車を除く） (2) マウンテンバイク類形車 (3) シティ車 (4) 実用車 (5) 子供車 (6) 幼児車 (7) 幼児座席付自転車(幼児1人同乗用) (8) 幼児2人同乗用自転車
フレームの材質	(1) 鋼製のもの (2) アルミニウム合金製のもの (3) その他のもの
フレームの形状	(1) 折りたたみ式のもの (2) その他のもの
車輪の数	(1) 2輪のもの (2) 3輪又は4輪のもの
電動アシスト機能	(1) 有るもの (2) 無いもの

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ・ 海外検査機関の場合、 22,000 円/型式（税抜 20,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。 ・ 所定の部品に必要な試験成績書に関する費用は含まれていません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 詳細は SG 基準及び SG 基準検査マニュアルをご確認ください。 	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本車両検査協会 ・ スポーツ車 365,200 円（税抜 332,000 円） ・ シティ車 370,700 円（税抜 337,000 円） ・ コンパクト車 362,780 円（税抜 329,800 円） ・ 実用車 364,210 円（税抜 331,100 円） ・ 幼児座席付自転車 397,980 円（税抜 331,800 円） ・ 幼児 2 人同乗自転車 486,970 円（税抜 442,700 円） ・ 上記車種は電動アシスト付の場合は 14,630 円（税抜 13,300 円）別途加算があります。 ・ 子供車 362,780 円（税抜 329,800 円） ・ 幼児車 275,100 円（税抜 250,100 円） ・ 電動アシスト付三輪車 392,260 円（税抜 356,600 円） 	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p> <p>※自転車の仕様により、料金が変動（加算）することがあります。詳細は委託検査機関に見積もりを依頼ください。</p> <p>※幼児 2 人同乗車で三輪又は四輪車におけるフレーム耐久性試験でダブルドラム式若しくは前後車軸同時加振式試験を選択する場合には、国内で試験する場合は自転車産業振興協会技術研究所を選択ください。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・コースターハブ付きの場合は 59,070 円（税抜 53,700 円）別途加算があります。 ・シートポストがコンビネーションピラーの場合は 25,300 円（税抜 23,000 円）別途加算があります。 ・幼児 2 人同乗用自転車で前車輪が二輪のもので、前形幼児座席の座面が前車輪の間に設置される場合は 4,400 円（税抜 4,000 円）別途加算があります。 ・電動アシスト自転車で駆動補助装置の駆動部のハウジングなどがフレームの一部を兼ねる場合に左右ペダル軸部に力を加える耐久性試験が必要な場合は 56,980 円（税抜 51,800 円）の別途加算があります。 ・幼児 2 人同乗用自転車でスイング機構等によりフレーム相当部が前後に分割されている構造の場合は別途加算があります。 ・電動アシスト自転車でハブダイナモ以外のダイナモを使用する場合は別途加算があります。 <p>◆一般財団法人自転車産業振興協会技術研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ車 307,120 円（税抜 279,200 円） ・シティ車 314,600 円（税抜 286,000 円） ・コンパクト車 307,120 円（税抜 279,200 円） ・実用車 307,120 円（税抜 279,200 円） ・幼児座席付自転車 342,540 円（税抜 311,400 円） ・幼児 2 人同乗自転車 448,140 円（税抜 407,400 円） 	
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記車種は電動アシスト付の場合は 20,240 円（税抜 18,400 円）別途加算があります。 ・ 子供車 307,120 円（税抜 279,200 円） ・ 幼児車 272,140 円（税抜 247,400 円） ・ 電動アシスト付三輪車 346,720 円（税抜 315,200 円） ・ コースターハブ付きの場合は 46,200 円（税抜 42,000 円）別途加算があります。 ・ シートポストがコンビネーションピラーの場合は 14,300 円（税抜 14,000 円）別途加算があります。 ・ クイックリリース機構付きの場合は 14,300 円（税抜 13,000 円）の別途加算があります。 ・ ロッドブレーキの場合は 8,030 円（税抜 7,300 円）を加算する。 ・ サスペンションホークの場合は 28,600 円（税抜 26,000 円）を加算する。 ・ CFRP フレームの場合は 6,600 円（税抜 6,000 円）を加算する。 ・ 着脱式ペダルの場合は 4,400 円（税抜 4,000 円）を加算する。 	
	<p>◆ 昆山産品安全検験所 中国国内で型式確認試験をご希望の場合、試験料金は、別途検査機関が指定する金額に基づいてお支払い下さい。</p>	

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	<p>◆一般財団法人日本車両検査協会 <東京検査所> 〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28 TEL : (03) 3912-2361 FAX : (03) 3912-2208</p> <p><大阪検査所> 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2-66-2 TEL. 072 (233) 2001 FAX. 072 (233) 2002</p>	<p>1 台/型式</p> <p>試料を送付する際はメモ添付等分かるようにしてください。</p>
	<p>◆一般財団法人自転車産業振興協会 <技術研究所> 〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3-3 TEL. 072 (238) 8731 FAX. 072 (238) 8271</p>	
	<p>◆昆山産品安全検験所 中国江蘇省昆山葦城南路 1699 号 (Zip code : 215301) TEL. 0512-57379763 / 50351819 FAX. 0512-57372425 E-mail: jsbtc@163.com</p>	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

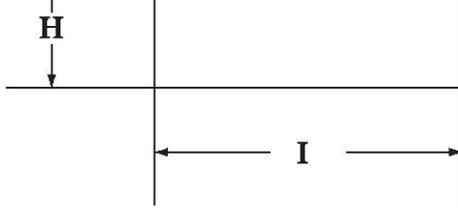
型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 4 年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>下図に示す協会支給ラベルをフレームを構成するパイプ (バックホーク及びステーを除く) の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 48mm×27mm です。 交付単位は 10 枚です。</p> <div style="text-align: right;">  </div>



	<p>図1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
--	---

表8：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	27.5 円/台 (税抜 25 円/台) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT

表9：SG マーク被害者救済制度の有効期限
SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より5年間

【作成・改正履歴】
2025/1/1：料金変更